

○坪内委員長

それでは、おはようございます。ただいまから防災地域建設委員会を開会します。

9月3日に本委員会で島根原発に現地調査に行かせていただきました。御参加いただいた委員の皆様、ありがとうございました。今定例会には島根原発に関します請願・陳情も出ておりますので、現地調査のことも踏まえまして議論ができたらと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本委員会はお手元の次第のとおり、防災部、地域振興部、土木部、企業局の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、お願いいたします。

これより防災部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、防災部長の挨拶を受けます。

森本防災部長。

○森本防災部長

おはようございます。坪内委員長、原副委員長はじめ、委員の皆様には、平素から防災部所管の業務につきまして格別の御指導を賜り、誠にありがとうございます。

さて、9月21日の記録的豪雨によりまして、能登半島は再び大きな災害に見舞われております。報道によりますと、昨日時点で死者13名、行方不明者1名、安否不明者3名とのことであります。改めまして、亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞いを申し上げます。県としても要請に応じて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

今回の災害について、甚大な被害となった要因とか、また、能登半島地震後の対策で効果があったことなど、様々な検証がされると思います。県としてもこうした検証も踏まえて、半島部の災害対応力の強化に向けた取組を進めていきたいと考えております。

なお、この後説明いたします今年の総合防災訓練につきましても、孤立集落での人命救助、傷病者の搬送、孤立地区への船舶での物資搬入などを予定しております。こうしたことを訓練を通じて、関係機関との連携を深めていきたいと考えております。

本日は、専決処分、補正予算のほか、報告事項5件について説明をいたします。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

○坪内委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された防災部に係る議案は、一般事件案1件、予算案1件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第6号議案について、執行部から説明してください。

佐藤消防総務課長。

○佐藤消防総務課長

承認第6号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算に係る令和6年7月30日専決処分のうち、防災部関係分について御説明いたします。

防災部委員会資料の1ページでございます。歳出総括表でございますが、防災危機管理課分としまして1,550万円の増額補正を行っております。

内訳につきましては、次の2ページの表のうち右側の概要欄に記載しておりますが、島根県被災者生活再建支援事業としまして1,270万円、島根県被災者生活再建臨時支援事業としまして280万円を計上しております。

事業の内容でございますが、次の3ページでございます。8月21日に開催されました防災地域建設委員会でも御報告させていただきましたが、令和6年7月9日からの大雨によりまして被災された方々に対し、その生活再建を支援するもので、島根県被災者生活再建支援事業につきましては、2ポツ、支援内容(1)に記載しておりますが、市町村が被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した場合、県が市町村に経費の10分の5を補助し、全ての市町村が共助によって10分の4を負担するというもので、支援額等につきましては、(3)に記載しておりますが、住家の被害程度に応じまして、その補修などに要する経費を最大で300万円まで世帯単位で支援するものでございます。

また、島根県被災者生活再建臨時支援事業につきましては、(2)に記載しておりますが、令和3年7月6日からの大雨、令和3年台風第9号または令和5年7月8日からの大雨で被災した世帯が、このたびの大雨で再度被災した場合、生活再建に必要な家電や家具等の購入また修理費を対象としまして、最大60万円を県10分の10により支援するものでございます。以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はないでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第6号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第6号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

佐藤消防総務課長。

○佐藤消防総務課長

資料の4ページでございます。第103号議案、令和6年度一般会計補正予算(第4号)のうち防災部関係分について御説明いたします。

歳出総括表の補正額(B)の合計欄に記載しておりますが、防災部として1,500万円余の増額補正をお願いするものでございます。

内訳は、次の5ページの事業名の欄に記載しておりますとおり、防災部の3課それぞれで計上しております一般給与費について、本年度、職員数や職員の年齢構成等を基に補正を行うもので、これによりまして消防総務課分2,600万円余の増額補正を、防災危機管理課分として100万円余の減額補正を、原子力安全対策課分としまして900万円余の減額補正を行うものでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております新規に受理した請願第16号、島根原発2号機再稼働中止を求める請願についてです。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

それでは、私から、請願第16号をめぐる状況について御説明をいたします。

まず、原子力災害に備えた避難計画につきましては、令和3年7月30日に島根地域全体の避難計画である緊急時対応が策定され、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることが確認されております。

その後、同年9月15日、原子力規制委員会は、島根原子力発電所2号機についての原子炉設置変更を許可しました。中国電力は、島根県及び松江市との間でいわゆる安全協定を締結しており、2号機の再稼働に当たっては、島根県及び松江市の了解を得る必要がございます。このため、県は国から安全性や再稼働の必要性、住民の避難対策等についての説明を受け、住民説明会を開催したほか、安全対策協議会、原子力安全顧問、関係自治体、県議会などの御意見を踏まえ、総合的に判断した結果、島根原子力発電所2号機の再稼働は現状においてはやむを得ないと考え、再稼働を容認することとし、令和4年6月14日に中国電力に事前了解の回答を行ったところであります。

その後、2号機については、本年5月30日の保安規定変更認可をもって新規規制基準適合性に係る審査が全て終了し、中国電力は12月の再稼働を計画しているところであります。

県としましては、引き続き中国電力が安全に原子力発電所を運転するよう、その動向を厳正にチェックするとともに、避難対策の向上に取り組むなど、必要な対応を取っていく考えであります。

私からは以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

白石委員。

○白石委員

やっぱりこのたびの能登半島地震を受けて、幸いに能登半島では、志賀原発に事故はなかったわけですが、実際これが、ひどい地震と原子力の複合災害となった場合に、本当にそれは恐ろしいことになるなど私も感じてまして、2月議会の質問でもこれも質問しましたけれども、やっぱり今の避難計画は本当に実効性があるのかっていうのをもう一度再検討をしないとイケないなというふうに思っています。

今回出ていますこの請願については、特に病院のことに關してですが、島根県は病院がたくさんあるので、特にここの病院はここっていう指定はしないということになってますよね。事故が実際にあった場合は県のほうが拠点病院と連絡をして、一応受入れの了解した後、個別の細かいところは各病院がするという事だろうと、ちょっとこのたび避難計画を見てそういうふうに理解をしています。本当にああいうひどい地震で大変なことになっている中、そして今、やっぱり医療現場だけじゃないですけど、福祉施設も心配です。そういうところで人手が足りない中で、本当にそんなことができるのか、悠長にそんなことをやってる暇があるのかというふうに思いますし、もっと言えば、もし調整が整ったとしても、本当にそこまで行けるのかどうかという具体性には全く欠けると思っていて、出された請願については全くもっともだなと私は思っていますので、ぜひ採択していただきたいと思います。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

尾村委員。

○尾村委員

私はこの請願についての紹介議員であります。ですから、当然請願の採択を求めるものであります。

その前に、この請願に対する状況説明が執行部からありました。この状況説明の問題で、少し私、確認をまずしておきたいことがあります。本請願は、医療団体、これ病院という医療現場からの生の声が請願の趣旨にも書かれております。今の病院では人手が足りないということ、状況を書いて、複合災害時には本当に一人一人の命が守ることができるのだろうか、とても守れないと。命が守れない、健康と安全が守れないということを医療機関として病院自体がそういう叫びを、悲痛な現場の実態を紹介して、命を守るために2号機の再稼働はしないでほしいと、こういう請願です。

執行部のほうからは、請願に対する状況説明を縷々いただきました。執行部の説明と、この請願者が言っている願意とは開きがあるわけです。そもそも論に返って言うと、2022年の6月2日、島根県知事は2号機の再稼働に対して同意をした、こういう経緯があります。そのときの島根県知事、丸山知事のコメントというのを再度考えて見てみると、丸山知事は、福島状況や、どのような安全対策を行おうともリスクがゼロにならないと述べられました。そして、原発の再稼働に不安を抱かれる県民の方々がおられるのは当然であると。避難対策についても、自然災害とは異なる避難方法などに不安や疑問を抱かれる住民の方がいらっしゃるのも事実だと、こう述べられて、不安や心配のない生活を実現するためには原発はないほうがよく、なくしていくべきだと私は考えている、これが2年前の再稼働同意したときの知事のコメントであります。

この2年前からこの間、能登半島の地震なども起こって、私も島根県内、松江市内歩く

中で、住民の皆さんから御意見を伺うのに、当然医療機関や介護現場、福祉現場からお話を聞くのに、2年前の再稼働同意時よりも、あの同意時よりも現時点のほうがより原発の危険に対する不安を抱えている住民は増えている、私はこのように認識をしていますけれども、当局の認識はどうなのか。だからこそ丁寧にしっかりと現場の声を聞いて、避難計画の実効性を高める最大限の努力をやっていくことが県当局には求められると私は考えますが、この点でのまず執行部の見解を冒頭聞きたいと思います。

○坪内委員長

神村原子力防災対策室長。

○神村原子力防災対策室長

それでは、私のほうから、少し医療機関の避難について補足の説明をさせていただきます。

今、尾村委員から人手不足、現場の声というお話を伺いました。県では、原子力災害対策指針の改正を踏まえて、平成28年3月に原子力災害医療体制を改正しております。今回の大きな地震にありました大規模な自然災害との複合災害によって、被ばくのおそれのある傷病者が多数発生した場合にも対応できるよう原子力災害拠点病院の指定、県内で2つの病院を指定してございます。そのほか原子力災害医療機関、これは県内の主立った医療機関だとか医療関係団体に登録をいただいております。また、人手が仮に足りないということが生じた場合は、他県との災害連携協定を締結しておりますので、その協力項目の中に、医療従事者、介護従事者、そういった専門職が不足する場合は応援をいただくという体制も整えているところでございます。

それと、現場の声をよく聞くようにということをお指摘ございましたけれども、1月の能登半島地震以降も病院の方との意見を聞く機会、あと、福祉、介護従事者の御意見を聞く機会も増やしておりますので、引き続き現場の声を最大限聞く努力は続けていきたいと考えてございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

今、いわゆる県としての取組状況を述べていただいたというのが今の現状、答弁だと思います。私が言いましたのは、県としての取組、これはこれで、避難計画というのは、きちっとつくりたいけんわけですね。使用済核燃料がある限り避難計画は必要なわけですね。だから、これはきちっと実効あるものにしていかなきゃならない、これは当然のことだと思っております。その上で原発が再稼働をし、事故が起こったときというのは、これはまた大変な状況になるわけですね。そのときどうするかという話が今回の問題になっているわけです。

病院の人手不足という点でいうと、複合災害時ってというのはいわゆる自然災害のときもあれば、いわゆる感染症の対応も考えなきゃならない。昨日、決算特別委員会の全体会の中で県立中央病院の審議もしたわけですが、いわゆる中央病院でさえもドクターが減っているわけですね、基本的に、医療現場の中でね。今の中でのマンパワーが足りないということが言われているわけです。これは現場の事実の声であります。いわゆる感染症対策時、コロナのときに、よくよく考えてみたら我々のところでも、島根県内でも診療制

限が起こった。それはいわゆる外来制限、それから入院制限、手術の延期、検査の延期などが起こった。だから、医療機関、医療現場というのはパニック状態に陥ったわけですね。これは厳然たる事実です。コロナというのは10年に1回来ているわけです。だから、今後とも新たな感染症を、我々は当然感染症に備えなければならない。このときの対応が、本当にベッドが足りるのか、こういうことを医療現場の方々は託されるわけですね。それから、同時に大雨の被害、大地震が起こった、そして原発事故が起こって複合災害になった、このときにマンパワーが足りないっていうのは、これは現場の声だと私は思うんですよ。すなわち平常時でも足りないって言っているわけです。計画は立てないといけないから計画を立てて、例えば入院患者の皆さんをどう移動するかということは、災害連携協定などを立ててそういうことはやりますよということは、計画はあるけれども、実際にその計画自体が本当に機能するのか。この請願を出している医療団体は機能しないと言っているわけですよ。私はここを重く受け止めないといけないというふうに思っております。

この点でいうと、意見にはなりますけれども、私は十分この請願の趣旨、願意は当然のことであるし、何よりも命と健康を守るという点でいえば、本請願は採択すべきだというふうに思います。これは主張です。

○坪内委員長

そのほか。

中村芳信委員。

○中村芳信委員

非常に初歩的な話聞くんですけど、島根原発の災害対策を年1回か2回かやっていますよね、訓練を。ああいうときに僕らが目につくのは、災害本部や行政機関、医療機関や連絡して、大変なことが起こったときに対策なんかやってるけど、もっと末端ではこういう避難計画だとか訓練とか退避だとか、そういう事態に備えてということ、その辺についてなんかも現場と連絡を取って年何回かの訓練のときにやっておられるよね。計画を実効性のあるものにするっていうことで。その辺ちょっと。素人みたいな質問して申し訳ない。

○坪内委員長

神村原子力防災対策室長。

○神村原子力防災対策室長

原子力防災訓練においては、病院の避難あるいは屋内退避に関する訓練っていうのも行っております。それも災害が起これば県から連絡が行きますので、そういった情報が正確に伝達されるか通信連絡訓練も実施をしてございます。病院ですので、まずは屋内退避をしていただく、職員を参集して情報を収集して、避難誘導の班はどういう動きをするのか、そういう確認を原子力防災訓練の中で行っております。

それと、患者をヘリコプターや救急車、福祉車両で運ぶようなケースはございますので、その手順の確認、実際は患者さんに乗せるわけじゃありませんけど、模擬患者を実際に動かすような訓練を実施してございます。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

やっぱりしっかりそれをやってほしいんですよ。年に1回はやっとならねんということ

だが、それが基本だと思うし、いろいろ世の中状況が変わってくるので、また今年やったことは来年の状況で、地域が変わってるかもしれないし、その辺はしっかり見ながらこれからも続けていってもらいたいなと思ってますんで、ぜひその辺は、しつこいようですが、よろしく願いいたします。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

山根委員。

○山根委員

まずもって、白石委員、そして尾村委員が県民の命を守る観点から深刻なアラーム、警告を発しておられることに対して、非常に私は敬意を表したいというふうに思います。

今、この請願の中に特に書いてある、これは尾村委員も特に力説されましたが、慢性的な人手不足っていうのは、医療、福祉現場は本当に深刻な状況です。これは防災部、健康福祉部の問題だけじゃなく、やっぱりきちっとした医療、福祉の体制を組めるように健康福祉部とタイアップしてそれを対応しないと、こういうご主張が当然出てくると私は思います。

そして、避難計画の実効性を高めろという尾村委員の御指摘はごもっとも。もともと原発の事故なんかあっちゃあならんことですが、もし万が一のときの避難計画の実効性を高めていかななくてはいけない。不断の努力をお願いしたいというふうに思います。

そうした上で、日本のエネルギー政策を1回考えてみるときに、原子力、医療の問題の御指摘はありますが、国の機関が避難計画である緊急時対応っていうものについて、一応これで今の取れる体制としてオーケーですよと、こう言っている以上は、私は、それ以上の否定はできないなというふうに思います。

そしてまた転院調整等についてもきちんとやっておられますし、それから、避難対策全般についても、国は能登半島の状況を踏まえてもう一回見直して、合理的であるという見解を示しているという中で、国のエネルギー政策を考えますと、この請願の趣旨、すなわち原発の中止ということは、原発再稼働の中止ということは、即断はできないと。したがって、この請願については不採択にせざるを得ないというふうに私は考えております。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

尾村委員。

○尾村委員

今、国の話が出たので、私は国のことを少し述べたいのは、いわゆる避難計画に実効性があるところで言っているのは一体誰か。これは緊急時対応をつくった国なんですよ。だから、内閣府が避難計画のこの計画に実効性があると言っているわけです。つくった本人が、計画をつくった者が緊急時対応を了承しているわけです。じゃあ、例えば原発から半径30キロ圏内45万人、46万人が暮らしてて、基本的に事故があったときには避難を順次していかなきゃならない。避難を事故によって余儀なくされる人、避難を泣く泣くする人は何て言っているかといったら、実効性はないって言っているわけです。だから、この地域に住んでいる人は実効性がないって言っているわけです。これは縷々、私はこの

間述べてきたのでこれ以上言いませんけど、そう言っている。事実、市民団体が医療とか、福祉とか、教育の団体に、広域避難計画について実効性ありますか、大丈夫ですかというアンケート調査を行った。その際、アンケートの回答で、実効性はないと、きちっと避難することは不可能だということを6割が、病院や学校や福祉団体から回答が返ってきているわけですね。だから、私はそういうことを鑑みてみれば、この請願の願意というのは、私は十分理解できるし、これはもう意見で終えますけども、私は採択を主張したい。

○坪内委員長

そのほかいかがでしょうか。よろしいですかね。（「はい」と言う者あり）

それでは、採択・不採択、両意見がございますので、挙手により決定することとしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。請願第16号を採択とすべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、請願第16号は採択としない、不採択とすべきものと決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

文書表3ページに載せております新規に受理した陳情第90号、住民の安全な避難を確保するために、中国電力株式会社に対し、屋内退避に関する対策及び災害対策が実行されるまで、島根原子力発電所2号機の再稼働を中止するよう求める陳情についてです。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

それでは、陳情第90号をめぐる状況について御説明をいたします。

まず、原子力災害に備えた避難計画につきましては、令和3年7月30日に島根地域全体の避難計画である緊急時対応が策定され、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることが確認されております。

その後、同年9月15日、原子力規制委員会は、島根原子力発電所2号機についての原子炉設置変更を許可しました。中国電力は、島根県及び松江市との間でいわゆる安全協定を締結しており、2号機の再稼働に当たっては、島根県及び松江市の了解を得る必要がございます。このため、県は国から安全性や再稼働の必要性、住民の避難対策等についての説明を受け、住民説明会を開催したほか、安全対策協議会、原子力安全顧問、関係自治体、県議会などの御意見を踏まえ、総合的に判断した結果、島根原子力発電所2号機の再稼働は現状においてはやむを得ないと考え、再稼働を容認することとし、令和4年6月14日に中国電力に事前了解の回答を行ったところであります。

その後、2号機については、本年5月30日の保安規定変更認可をもって新規規制基準適合性に係る審査が全て終了し、中国電力は12月の再稼働を計画しているところであります。

県としましては、引き続き中国電力が安全に原子力発電所を運転するよう、その動向を厳正にチェックするとともに、避難対策の向上に取り組むなど、必要な対応を取っていく考えであります。

私からは以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

白石委員。

○白石委員

これは能登半島地震を経験した後に、やはり避難計画を見直すべきではないかという趣旨の陳情だと思っています。まさにさっきも言いましたけど、2月議会で私も全く同じような不安を覚えまして、この点について執行部とやり取りをしたところなんですけど、まず、一義的に屋内退避と言われてはいますが、あんな地震があつて家屋が倒壊したり押し潰されたりした場合に、どう考えても屋内退避は無理ですよ。それを聞いたときに、指定避難所に行ってくださいということでした。指定避難所に行くにも、道路がああいう状況であるときに果たしてたどり着けるのかどうなのか、あるいは指定避難所も無事であるかどうか、そんなことは誰も保証はできませんよね。そういう意味でもやっぱりもう一度考えるべきだと思いますし、第一地震が起こって家の中に閉じ込められている人、出られない人に対して、そこに助けの手が入れませんよね、複合災害だった場合に、放射能が出ている場合はもう全く無理だと思います。そういうときにどうするのかっていうことも全く考えられていないと思いますし、そして、やっぱり今、原子力規制委員会そのものがやっぱり検討チーム立ち上げて、今、検討していますよね。検討の結果が出るまで、それで、検討の結果で、これでオーケーっていうことになるかもしれないですけど、でもそうでないかもしれない。結果が出るまで再稼働は待たって遅くはないと私は思いますので、ぜひこれも採択してほしいというふうに思っています。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

出川委員。

○出川委員

先ほどの請願とこの陳情の背景だったところは同じだと理解しているんですけども、今回のこの陳情っていうのは能登半島地震を踏まえて、屋内退避に関する対策や災害対策が実行されるまで島根原子力発電所2号機の再稼働の中止を求める趣旨ということだと理解しておりますけれども、原子力規制委員会では、原子力災害対策指針で示している屋内退避による防護の考え方を、今の時点では大きく変更する必要はないという見解を示されているところであります。

また、先ほどの請願の中でもありましたけれども、避難対策については、島根地域全体の避難計画である緊急時対応を取りまとめた内閣府が、能登半島地震の状況を踏まえたとしても原子力災害対策指針に照らしたときに、緊急時対応が現時点で具体的かつ合理的であることに変わりはないとの見解も示されているところであります。

そうしたことからしますと、現時点で直ちに島根原子力発電所2号機の再稼働の中止を求める必要があるのだろうか、そこを即断することはなかなかできないのではないかと。本陳情に関しては不採択であると私は考えております。

ただ、先ほども請願のときに申し上げましたが、今回の能登半島地震を受けて非常に不安を感じている住民が増えている、そのことは感じているところでありますので、ぜひ避難

計画、その実効性については予断を持つことなく、常にこれを実効性のあるものにし続ける努力をし続けていただきたいということを申し添えておきます。よろしくお願いいたします。

○坪内委員長

そのほかございますか。そのほか。

尾村委員。

○尾村委員

まず、私は、この陳情については十分願意が理解できますので、態度としては、この陳情は採択すべきだということをまず冒頭申し上げたいと思います。

その上で、原子力災害対策指針の問題なんですけど、地域防災計画をつくる際の大前提が何になるかっていったら原子力災害対策指針なわけです。だから、原子力災害対策指針が大本になって県の避難計画というのはつくられている、こういう関係にあるわけです。これは執行部もよく御存じのとおりだと思います。

それで、今現在、国は何をやっているかっていったら、原子力規制委員会で、来年の3月までのところで屋内退避の考え方をより明確に示していく必要があるということで、議論がずっと続いているわけですよ。今、そういう経過なんです。議論を続けながら、内閣府などは、いや、大丈夫ですよ、問題ありませんよということを言っているわけです。非常にこれ、大きな矛盾なんですね。

原子力規制委員会の中での原子力規制委員の意見としても、どういうことを言っておられるかということ、ある原子力規制委員会の委員は、屋内退避はそもそも成立するのか、孤立地域にどうやって対応するかという問題があると、ある方はおっしゃり、また、別の原子力規制委員は、一般家屋への退避というのは2日から3日が限界だと。最も有効に退避するために、開始のタイミングや範囲は改めてしっかり議論する必要がある、こういう議論が今、やられているところなんですよ。で、まとめていきますって、こうなっているわけです。これが今、経過は経過なんです。だから、そこどころがきちっとするまで待ってくれやというのは、これは当たり前の話であって、私はそう思います。

次に、これ自らの経験というか、考えから言いますと、私も能登半島地震が起きて、自分の目で一体あの地域で何が起こったのかということのをしっかり見ていく必要があると思って、5月の13日、14日、15日と石川県の志賀町、輪島市に行って状況を見て、様々な御意見伺ってきました。能登半島の志賀原発30キロ圏内で一体何が起こったかということ、避難ルートの大半が、通行止めになったわけですね。30キロ圏内の14の地区で154人が孤立した。最長16日間孤立した。もしこのときに原発事故が起きていたらどうなったかといったら、これは、住民の皆さんが被ばくされたということになるわけですよ。

今回、日御碕での県道の崩落があったですけども、私はあのときどうなるのか、もし事故が起こったときどうなるのか、またはこの島根半島の美保関の国道沿いってというのは、宍道断層が走っているところですけども、あの地域の住民の皆さんは、この道路の真下のところに断層が走って、もう自分たちも孤立するんじゃないかということを皆さん異口同音に言われるわけですよ。そういう現場の住民の生の悲痛な声があるわけで、私は少なくともきちっと国での議論をもう少し真摯に行っていたら、現場の状況もしっか

り見てもらった上で判断していかないと、これはよくないというふうに思います。ですから、本陳情というのは十分願意があるし、これは採択すべきだというふうに主張いたします。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

それでは、採択・不採択の両意見がございますので、挙手により決定することとしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。陳情第90号を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手少数。よって、陳情第90号は採択としない、不採択と決定いたしました。

次に、文書表6ページに載せております新規に受理した陳情第91号、中国電力に対して島根原発2号機の再稼働中止を求める陳情についてです。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

それでは、私から、陳情第91号をめぐる状況について御説明をいたします。

まず、原子力災害に備えた避難計画につきましては、令和3年7月30日に島根地域全体の避難計画である緊急時対応が策定され、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることが確認されております。

その後、同年9月15日、原子力規制委員会は、島根原子力発電所2号機についての原子炉設置変更を許可しました。中国電力は、島根県及び松江市との間でいわゆる安全協定を締結しており、2号機の再稼働に当たっては、島根県及び松江市の了解を得る必要がございます。このため、県は国から安全性や再稼働の必要性、住民の避難対策等についての説明を受け、住民説明会を開催したほか、安全対策協議会、原子力安全顧問、関係自治体、県議会などの御意見を踏まえ、総合的に判断した結果、島根原子力発電所2号機の再稼働は現状においてはやむを得ないと考え、再稼働を容認することとし、令和4年6月14日に中国電力に事前了解の回答を行ったところであります。

その後、2号機については、本年5月30日の保安規定変更認可をもって新規制基準適合性に係る審査が全て終了し、中国電力は12月の再稼働を計画しているところであります。

県としましては、引き続き中国電力が安全に原子力発電所を運転するよう、その動向を厳正にチェックするとともに、避難対策の向上に取り組むなど、必要な対応を取っていく考えであります。

私からは以上であります。

○坪内委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

白石委員。

○白石委員

これもやはり能登半島地震を経験した上での陳情だと思いますけれども、やっぱり能登

半島の活断層を全く評価ができてなかった、正確な評価ができてなかったと言わざるを得ないと思います。あんなにたくさんの断層が動くとは思わなかったと言っとられるのを聞いたことがありますけれど、ある意味で活断層がどう連動していくかっていうのは、ある意味、何でしょうね、人間の英知を超えたところにもうあるのかなという気が私はそのときにしておりました。島根原子力発電所も宍道断層、今は39kmでしたかね、ということになっていますが、これも何回も調査をして、今現在の39kmに延長されたという歴史もあると思いますし、そういうことを考えると、今は伯耆沖断層とは連動しないっていうふうに言われていますけど、それは本当に100%か、100%ないのかどうかっていうことは誰も責任を持って言えないというふうに思います。これもやはり、ましてや原子力規制庁でも検討されている状況にあると思っておりますし、技術情報検討会ですか、調査分析をされて、やはりその結果がまだ出てきていない状況の中では、やはり同じような活断層がある日本海側、同じような状況にある島根原発もやっぱり今検討されて、知見がしっかり反映されるまで、私はやっぱり、さっきの話じゃないですけど、安全性が本当に担保されたとは思えませんし、そこまで再稼働を待っても決して遅くはないだろうというふうに思っていますので、私は採択すべきだと思っています。

○坪内委員長

そのほかございませんか。

多々納委員。

○多々納委員

本陳情は能登半島の地震を受けてということでありまして、大変な災害があったということで、この影響が心配されるということは私自身も感じたところなんですけれども、ただ、本陳情の場合、今回、活断層の断層活動の再評価を求める内容になってるということに鑑みまして、そもそも原子力規制委員会から、島根原子力発電所については断層の連動を含めて厳格な審査を行ったということ、県議会としても説明を今回受けてきたところでもあります。

また、原子力規制委員会は能登半島の地震を受けて、現段階においては緊急に対応しなければならないものはないという認識を示しておられるということ。そういう意味では、原子力発電所の安全規制を担う原子力規制委員会が、現時点で特段の対応不要というふうに考えているということでもありますので、私といたしましては、島根原子力発電所第2号機の再稼働の中止を求める必要はなく、本陳情に関しましては不採択とすべきであるというふうに考えております。以上であります。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

尾村委員。

○尾村委員

私は、本陳情は採択すべきだということで意見を述べたいと思います。

最近非常に地震が多いですね。私は市内歩くと、皆さん何て言われるかいうと、地震があると一番先に原子力発電所の方向見ると言われるんですよ。多分これは執行部の皆さんもそうだと思います。非常に地震が頻発してますよね。今の科学で地下の深部構造がどうなっているのかというのは、これは今もってその深部構造を詳細なる分析、もっと言え

ば地震の予知含め、こういう技術を我々は、まだ人類は得ていないわけです。だから、地下の深部構造でどんなことが起こってくるのか、これは誰にだって分からないわけです。ですから、我々は徹底したありとあらゆる現在の技術を用いて、科学を用いてその調査をやっていく必要がある。

私はやはり、私たち人間というのは、自然の脅威に対して謙虚であるべきだというふうに思います。だから、活断層の調査なんて、もう1回やったから、または国がこの辺で大丈夫と言ったから、幾ら言ったって、だけど大地震が起こって連動した大変な被害が出た、そのときごめんなさいでは済まされませんからね。現実問題、その原子力発電所の真下に宍道断層が39キロある。39キロあって、一応間が離れとるといって、離隔距離っていいんですけど、5キロほど間が離れて鳥取沖断層が98キロメートルある。これが今分かっている状況ですよ。ですから、39キロメートルの宍道断層があって、離隔距離が5キロ空いていて、98キロメートルの鳥取沖断層が一直線上にあるわけですよ。あくまで国はこの5キロは、この宍道断層と鳥取沖断層はつながってないし連動していないと言う。島根県の原子力安全顧問も音波探査だ等々だといっって、それは大丈夫ですよとは言う。だけど、分からないでしょう、現実問題。さっきの志賀原発だって評価してなかった断層がありましたとかいって、多くの科学者たちはあそこに活断層たくさんあるって言ったわけですよ。だけど、国のほうがそれをきちっと評価しなかった、北陸電力もきちっと評価しなかったというのがこれ、事実だと思うわけです。

ですから、私はやはりこれだけ多くの皆さんがこの地震に対して心配し、本当につながっていたらどうする、連動したらどうするってなってるわけだから、私は、例えば県として、安全協定の第12条の適切な措置を中国電力に求める権限を有するわけですから、例えば県が適切措置要求権を中国電力に要求して、再度徹底した活断層の調査をやるべきだということを、私は県として命じたっていいと思うんですよ。もっと言えば、中国電力自身が様々な不適切事案、トラブル起こして地域の信頼をなくしているわけですから、中国電力自身が、いや、国からオーケーもらったからもう大丈夫ですっていう立場に立つんじゃないかと、中国電力自身が、自らが再度徹底調査をやるというぐらいな姿勢を見せたっていい、その道こそ中国電力が地域の信頼をきちんと得ていく道じゃないかなというふうに思います。そういう点でいえば、本陳情は、私は願意は当然だと思いますので、採択を主張します。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

いいですか。よろしいですか。

それでは、採択・不採択の両意見がございますので、挙手により決定することとしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。陳情第91号を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手少数。よって、陳情第91号は採択としない、不採択と決定しました。

以上で陳情の審査を終了します。

それでは、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

防災危機管理課からは3つの事項について御報告いたします。まず、資料の6ページを御覧ください。

まず、1の令和6年度島根県総合防災訓練について御説明いたします。今年度につきましては、益田市との共催によりまして、10月27日の日曜日に県立万葉公園をメイン会場としまして、会場を今回、複数に分けまして開催することといたしております。今回の訓練では、益田市付近を走ります弥栄断層帯を震源とします地震が発生したとの想定で、約50団体等が参加して訓練を行うこととしております。

資料の4で内容のところを御覧いただけますでしょうか。訓練内容でございますけれども、今回、能登半島地震では多くの孤立地区が発生したことなどを踏まえまして、今年度は美都地区や匹見地区で孤立が発生したとの想定で、下の①から⑧の訓練項目を設定し、実施する予定としております。

まず、①の航空機や車両によります情報収集訓練でございますけれども、今回、自衛隊や県警の協力を得まして、航空機から撮った写真を訓練本部に送るとか、偵察用のオートバイやオフロードバイクを活用しまして、孤立地区に至る経路や被災現場の情報収集訓練を行う予定としております。

続いて、②の航空機や船舶による孤立地区への救助隊員、物資の輸送訓練でございますけれども、自衛隊の輸送機を使いまして、警察の警備隊ですとかDMATを空路で輸送したり、同じく自衛隊のヘリを使いまして、石見空港から匹見の訓練会場まで消防援助隊や物資を輸送するなどの訓練を行います。そのほか、例えば海保の巡視艇などを使いまして、浜田港から付近の漁港に海路で物資を運ぶ訓練、こうしたことも行う予定としております。

次に、③の孤立地区におきます警察、消防及び自衛隊による倒壊家屋や土砂埋没車両からの救助訓練でございますが、消防ですとか警察、自衛隊によりまして、ダミーの負傷者を救助する訓練を行うこととしております。

次に、④航空機による孤立地区からの傷病者の輸送訓練では、匹見中央公園から傷病者を自衛隊のヘリで石見空港まで搬送する内容の訓練を行います。

次に、⑤の地元住民による避難訓練と⑥の避難所の開設・運営訓練でございますが、益田市立東中学校などを会場といたしまして、避難所の運営訓練を行う予定としております。

あと、その他の訓練としまして、⑦の益田赤十字病院に救護所を設けまして傷病者のトリアージを行うなどの訓練ですとか、⑧ではトラック協会の協力を得まして、益田市の備蓄倉庫から石見空港まで物資をトラックで輸送すると、こういった訓練も行う予定としております。

なお、今後、衆議院の議員選挙が決まりましたら、選挙に影響がある訓練につきましては、縮小する方向で現在検討しているところでございます。

続きまして、7ページを御覧いただけますでしょうか。次に、島根県新型インフルエン

ザ等対策行動計画の改定について御説明いたします。

1の県の行動計画改定の経緯でございますけれども、新型インフルエンザ等の特別措置法では、政府行動計画に基づきまして、都道府県も同様の行動計画を策定するということがされております。今年7月ですけれども、国におきまして、新型コロナ対応で明らかとなった課題などに対応するため、国の行動計画が全面改定を行われておりまして、こうしたことから、島根県におきまして平成25年に策定しました県の行動計画を改定するというものとしてございます。

次に、2の政府行動計画の改定概要でございますけれども、国におきましては、対応の時期区分を今回3期に分けまして、まず1つが、発生前の段階を準備期と位置づけまして、平時から必要な訓練ですとか人材の育成、あとDXを活用した情報収集ですとか、ワクチン、治療薬等の研究開発などを行うというような内容となっております。次に、発生した段階を初動期といたしまして、感染症発生を感知した段階において水際対策ですとか、ワクチン、治療薬等の研究開発の開始を行うと、そういった時期と位置づけられております。最後、3つ目としまして、封じ込めを念頭に置きまして、対応期という形で医療提供体制で感染拡大を阻止するという内容となっております。特に国におきましては、平時から備えます準備期の取組を今回充実させる内容となっております。

また、(2)の対策項目につきましても、従来は6項目でございましたが、今回、水際対策ですとかワクチンなど7項目が追加されまして、13項目に拡充した内容となっております。

こうした国の改定内容を踏まえまして県では現在、健康福祉部など関係部局とともに改定に向けた作業を進めているところでございまして、この改定につきましても、3の県の行動計画の改定方針案に記載しておりますとおり、国の計画のほかに県の感染症の予防計画がございますので、こういった計画と整合性を図るなどの方針の下で改定を進めているところでございます。

次に、4の改定の時期につきましても、現在、来年の6月の策定完了に向けまして、この資料に記載しましたスケジュールに沿って作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、8ページをお願いいたします。KC-46A空中給油・輸送機の空中給油ブームの損傷につきまして事案の概要と県の対応について御説明いたします。

この事案でございますが、8月の6日、美保基地に現在4機配備されておりますKC-46A空中給油・輸送機のうち1機が訓練中に、空中給油ブームと呼ばれますが、これ空中で相手の機体に給油管を接続しまして給油を行うものですが、こうしたブームが正常な位置に格納できないという状態となりまして、その状態のまま美保基地に着陸したことで、滑走路が一時閉鎖されまして民間航空機に遅れが生じたというものでございます。県では8月7日に美保基地に対しまして徹底した原因究明と再発防止を要請しておりますけれども、これに対しまして先般9月12日から13日にかけて、今回の事案及び今後の対応につきまして美保基地から関係自治体に対して説明がございました。

その内容でございますけれども、まず、(1)としまして空中給油ブームを機体に固定する機構が損傷したことが原因と推定されるが、その経緯については現在調査中だと。続いて、(2)としまして、配備済みのほかの3基につきましても固定する機構に不具合がないことを確認している。次に、製造会社に離着陸及び飛行に関して問題がないことを確

認している。操縦者の練度維持のため空中給油ブームを使用しない飛行訓練は通常どおり実施する予定である。空中給油及び飛行中の空中給油ブームの稼働は原因究明と対策を実施し、改めて関係自治体に説明の上、再開する予定であるとのことでした。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

それでは、私のほうからは、9月7日に発生しました島根原子力発電所におけるトラブル（火災）に係る立入調査結果について御報告をさせていただきます。資料のほうは9ページになります。

本事案でございますが、9月7日の9時50分に中国電力から島根原子力発電所2号機原子炉建物西側の屋外で火災の発生を確認した旨の連絡があり、県が松江市とともに立入調査を実施したものであります。日時等につきましては、1ポツ、2ポツに記載しておりますように同日の12時から14時10分にかけて県、松江市、それぞれ職員2名を派遣して実施しております。

3ポツ、事象の概要であります。9時5分頃、中国電力の協力会社作業員が2号機原子炉建物西側の屋外、放射線管理区域には該当しない場所になりますけれども、こちらのほうでコンクリート養生マットから出火を確認しまして、9時6分、近くにあった消火器により消火を行ったということでございます。本事象につきましては、松江市消防本部による現場確認の結果、火災と判断をされております。ページの下側、左側のほうにコンクリート養生マットの写真をつけております。このマットですけれども、打設をしましたコンクリートが固まるまで水分量や温度を維持するためのものがございます。材質が発泡ポリウレタン製ということで燃えやすい素材になっております。出火をしたそのものについては焼失をしているという状況でありました。

4ポツで、調査結果の概要でございます。（1）現場状況につきましては、中国電力の職員から発見の経緯や対応状況等の説明を受けた上で確認を行っております。その際、ページ下側、右側の写真にありますように消火活動を行った場所の近くに溶接機のケーブルがはっておりまして、その一部、写真のほうを拡大しておりますけれども、ケーブルの被覆部分が溶けたような形で焼損をいたしまして、中の線が見えている状況を確認しております。（2）環境等への影響の有無について、原子力発電所及びその周辺では放射線の状況を常時測定しておりますが、発電所の排気筒モニター、放水路水モニター、そして敷地境界モニタリングポストの値を確認いたしまして、いずれも平常の値であり、環境への影響がないことを確認いたしております。（3）調査時の県の対応でございます。中国電力に対しまして原因を究明の上、再発防止を図るよう、その場で強く要請をしております。その結果の報告を求めていくところであります。

私からの報告は以上であります。

○坪内委員長

神村原子力防災対策室長。

○神村原子力防災対策室長

私からは令和6年度島根県原子力防災訓練について御報告いたします。この訓練は島根

県地域防災計画に基づき実施するもので、1に記載しているとおり、防災業務関係者の技術習得、住民の理解向上等を目的としております。

次に、2の日程と訓練項目でございます。表の中を御覧ください。11月16日土曜日には住民避難訓練などを実施する予定でございます。なお、雲南市については、市議会議員選挙が17日にあるため1週ずらして11月23日に実施いたします。2月6日には初動対応訓練などを実施する予定でございます。この11月16日と2月6日については、島根、鳥取両県、また、松江、出雲、安来、雲南、米子、境港の各市、2県6市で共通して取り組む日程となります。

表の下側に記載しましたその他個別訓練もでございます。今月9日には出雲市塩津町で海上保安庁の協力を得た住民避難訓練を、11月7日には学校、保育所等の通信連絡訓練を、11月9日には病院の避難措置等訓練を、11月13日と18日は社会福祉施設の避難措置等訓練を実施する予定でございます。社会福祉施設の訓練につきましては、昨年度この委員会において、施設には様々な種類があるので、今後は訓練対象施設を増やすことも考えてほしいとの御意見をいただいております。今年度のUPZ内の施設の選定に当たっては、法人内に様々なタイプの施設を有する法人の施設を対象とする予定でございます。また、昨年度と同様に他施設の職員に訓練を見学してもらい、さらに訓練後には見学者も含めた意見交換を予定してございます。そのほか昨年度から、訓練とは別ですが、社会福祉施設を対象とした避難対策研修を実施しておりまして、1月18日に開催した研修会には高齢者施設、障がい者施設、児童養護施設、救護施設から約80名に受講をいただきました。

続いて、3の参加機関でございます。国、2県6市、地域住民、実動組織、学校等の施設、中国電力などの参加により実施をいたします。

最後の4、重点項目でございます。昨年度この委員会において、能登半島地震を踏まえ複合災害時の対応を盛り込むことを検討すべきとの御意見をいただいております。今年度の訓練では、地震災害との複合災害時における対応能力の向上に重点的に取り組む予定でございます。例示として4つほど挙げてございますけれども、能登半島地震では集落の孤立であるとか道路の寸断、住家屋の損壊等が多く発生しましたので、これらに対応するため巡視船を使用した住民避難訓練は、島根半島での孤立発生への対応を想定したものでございます。また、住民避難訓練においては、代替ルートを設定して、実際にそこを自家用車やバス等を使って住民の方に避難していただくことを予定しております。また、住民の方には自宅の損壊を想定して指定避難所での屋内退避を実施していただくことを予定してございます。そのほか2月6日の訓練は、はじめて県の総合防災訓練、図上訓練と一部合同で実施し、地震対応との連携などを確認する予定でございます。

私からは以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

尾村委員。

○尾村委員

まず、KC-46A空中給油機のトラブルの問題です。この問題で美保基地からの説明ということで、製造会社は問題ないということを言っているという報告がありました。これ

製造会社ってどこですか。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

これにつきましては、報道等によりますとボーイングが製造しているというふうに考えております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

結局はこれ、どこから買っているかっていうと、アメリカから買ってるわけですよ、そのKC-46Aというのはね。今のレートによって金額違うけど、大体1機250億円って言われたりね、300億円と言われてるわけですよ。その空中給油機をアメリカから買って、4機、今、買って、買わされて今、航空自衛隊美保基地に配備し、日々この空中給油の訓練がやられているということですよね。その空中給油というけども、その空中給油ブームって言っても空中給油管ですわね。これ空飛ぶガソリンスタンドと言われるわけですから、空中給油管を伸ばして空中給油をやっていると。安全保障法制が成立した下で言うと、この航空自衛隊美保基地のこの空中給油機は基本的に米軍機に給油できることになってるんですよ。オスプレイだって給油できることになっているわけですよ。だから、非常に今、危険な状況に私はあるというふうに思っております。それで、製造会社っていうのは、買ってもらうアメリカが大丈夫だ、と言っているわけですよ。あくまでこの1機というのは固定する機構が損傷したんだということが原因としてこれ推定されるって言って断定になってないわけです、原因がね。だから、現時点ではブームがきちっと格納できなかった原因というのは究明できてないというのが状況なんです。それなのに残りの3機は通常どおり操縦者の練度、運転の練度維持のため飛ばさせていただきますと。これ、あまりにも住民の安全を軽視している、美保基地からの説明と私は言わざるを得ないんですけども、防災部の担当課としては、これ、どういうふうに説明を聞かれましたか。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

機構が損傷したことが原因と推定されるという説明を受けておりますけれども、県ではこの問題に対しまして徹底した原因究明と再発防止を要請しているところをございまして、今、この状況、美保基地の対応を注視しているところをございまして、まだ今回の事案の原因と対策が示されていないことから、既に配備されている機種の利用の停止を求める状況にはないと考えております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

私は、やはり県民の命と安全を守る上でもやはり運用の中止を求める。それから、今後2機、新たなる配備が予定されるわけですから、新たなる配備はもう中止すべきだということを主張しておきたいと思っております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

続けて、原子力発電所の火事の問題についてです。これ、またか、ですよ。4月に火災が起きて、9月に火災が起きたと。これ中国電力の火災はこれ、県が知り得る限りで何回目の火災が起きていますか。これが1つ目の質問。

それから、こんなにまで原子力発電所構内で火災を起こす電力会社が全国にありますか。これが2つ目の質問。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

御質問、2ついただきました。1つ目につきましては、4月30日に発生をしたもの、これが7件目ということで御答弁でお答えしているかと思えます。今回、これ火災と認定されたもの、県に連絡あったものということでいいますと、8件目ということになります。

それで、全国の状況でございますけれども、こちらについては把握していないというところでございますけれども、県と中国電力のほうで結んでいる安全協定というものが、この安全協定自体がそれぞれ事業会社とそれから各自治体との間でどういった場合に連絡をいただくかということが決まっております。この島根県、それから松江市が結んでいる安全協定に関しますと、敷地内でそういう火災があった場合については、これは連絡対象ということになってございます。どういった場合に連絡するか、火災も機器等に影響があるかどうか、なくても県の場合は、島根地域の場合は御連絡いただくということになっているんですけども、そういったところも含めまして現状については島根については分かっておりますけど、ほかのところについては承知をしていないということが事実でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

私はさきの本会議でハインリッヒの法則というようなことも言いました。こんなにまで火災がしょっちゅう起きとっていいもんですか、普通。安全管理体制は本当にこれ十分ですか。こういう中で本当にさっきの請願、陳情の議論じゃないですけど、12月の再稼働に対して、これ我々責任持てるでしょうか。私はやはり県がきちっと、毅然と電力会社に対応していただきたいと思えます。それはなぜかという、国は原子力発電所推進なわけですよ。これは本会議で何回も言ってますけど、原則40年、最長60年。これもっと60年以上まで動かせようとする方向で原発推進の方向なわけですよ。中国電力は安全対策工事で9,000億円使った。それで、利潤最優先ですから何としてもこれを動かしたい。じゃあ、県が本当に命や安全を守る立場でいかなのかという立場をきちっと取らないと私はいけないというふうに思っておりますので、きちっと監視をしっかりとやっていただきたい、チェックをやっていただきたいということを重ね重ねお願いしておきたいと思えます。

○坪内委員長

そのほか、ございますでしょうか。

今の件、私も1期目のときはずっと総務委員会、防災部が所管でしたので、今、防災地域建設委員会になって中電の火災のこととか、いろんな不祥事といますか、報告があつて、やっぱり多いなというような印象は持っております。そういったことが再稼働に向けて、いろんな県民の皆さんの不安を高めるということにもつながりますので、この点、尾村委員言われましたけども、中国電力に対して島根県としてもしっかりと指導をしていただきたいなということは、私からもお願いをしておきたいなと思います。

そのほか、よろしいでしょうか、報告事項に対して。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、防災部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、以上で防災部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

ここで5分ほど休憩を取らせていただければと思いますので、休憩を取りたいと思います。再開は11時30分からとしますので、よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより地域振興部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、地域振興部長の挨拶を受けます。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

坪内委員長、原副委員長はじめ、委員の皆様方には、平素より地域振興部所管事項につきまして格別の御支援、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

私のほうから冒頭2点について申し上げさせていただきます。1点目は、Uターン、Iターンの促進の関係でございます。Uターン、Iターンの関係の取組の一環といたしまして、島根の暮らしの魅力を発信いたします交流イベントしまね暮らしマルシェと、総合相談会でありますしまね移住フェアという2つのイベントがございますけれども、本会議初日の知事の提案理由説明の中でも申し上げましたとおり、この2つのイベントを新しい形ということで7月に大阪において合同開催いたしました。結果といたしましては、2つのイベントを合わせてということでもありますけれども、想定を大きく上回ります約2,000組の方々に御来場いただいたところでございます。今月19日には同様な形で東京においても合同イベントを開催する予定といたしておりまして、この東京での開催結果を含めまして、後日改めましてこの委員会の場で御報告をさせていただきたいと考えておるところでございます。今後もより多くの方々に島根への関心をお寄せいただけるよう関連する取組を進めてまいります。

2点目は、島根の生活交通を考えるプロジェクトチームについてでございます。近年、

県内各地で利用者の減少ですとか、運転手不足などを背景といたしまして、バス路線の廃止や減便が相次いでいるところがございますけれども、こうした状況を受けまして昨年10月に県が事務局となって国や市町村、事業者団体などを構成メンバーといたしますプロジェクトチームを立ち上げて、以後、検討を続けてまいったというところがございます。このたび最終的な報告書をまとめるに至ったところでありまして、後ほど交通対策課長から具体的な内容を御報告させていただきますが、生活交通は単なる移動手段ということにとどまらず、地域に多面的な効果を与える非常に大切なものであるという認識でおりますので、引き続き市町村などと一体となって生活交通を維持確保していくために必要な取組を進めてまいります。

本日は、予算案2件を御審査いただきますほか、この生活交通の関係を含めまして報告事項2件について御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された地域振興部に係る議案は、予算案2件です。

予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分、第106号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

小山地域政策課長。

○小山地域政策課長

それでは、地域振興部資料の1ページをお願いいたします。第103号議案、令和6年度一般会計補正予算について関係分を御説明いたします。このたびの補正予算は、職員の給与費につきまして、本年度の職員数、年齢構成を基に現員現給により補正を行うものがございます。上の表で一番下の行の内容欄に記載しておりますように、地域振興部全体で昨年度から1名減であること及び年齢構成によりまして補正額の列のとおり、職員給与費につきまして941万4,000円の増額を行うものがございます。

また、各課の事業における補正予算につきましては、しまね暮らし推進課では県立しまね海洋館管理運営事業で1,433万3,000円の増額を、交通対策課につきましては、離島航空路線運航費補助事業で525万1,000円の増額を計上しております。各事業の内容につきましては、後ほど関係課より御説明をいたします。地域振興部の補正後の予算額は、上の表の下から2行目の補正後の額の列のとおり、80億3,185万円となります。

次に、その下段の債務負担行為でございますが、2件ございまして、いずれも交通対策課分となります。1つは、出雲縁結び空港周辺対策事業につきまして、令和7年度を期間として1億5,000万円を計上しております。これは、新建川・宍道湖干拓地沖のしゅんせつ、覆砂に係る第3期工事について、覆砂実施量の増加などにより令和6年度中に工事着手する必要があるため、債務負担の追加をお願いするものがございます。一番下の表になりますが、隠岐航路運航維持事業につきまして、フェリーしらしまの後継船建造支援補助金におきまして、令和20年度を期間といたしまして12億8,382万8,000円を

設定しておりますが、造船需要の高まりの影響などにより建造計画の見直しに伴い、期間を令和21年度までと1年間延長する変更をお願いするものでございます。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。第106号議案、令和6年度市町村振興資金特別会計補正予算について御説明をいたします。歳入につきましては、上の表でありますが、1の諸収入として元利収入の確定による増額、3の繰越金といたしまして、昨年度の貸付不用額2億4,553万3,000円の増額、これを合わせまして3億41万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。下の歳出といたしましては、歳入の増額に見合う額を5の予備費に計上するものでございます。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

3ページを御覧ください。アクアスのシロイルカの子獣、赤ちゃんの誕生に伴う情報発信事業について御説明いたします。

1、事業の概要ですが、アクアスにおいてほぼ同時期にシロイルカの赤ちゃんが誕生いたしました。この機会を生かし、県内外の来場者を増やす取組を考えております。

2の具体的な事業内容ですが、(1)集客対策としてシロイルカの出産に係る秋の企画展や記念品の作成、特設コーナーの設置を検討しております。また、(2)情報発信の強化といたしまして、広島方面でのテレビスポットの放映、SNSを活用し、中国地方はもとより新たなマーケットとして福岡県、兵庫県に情報を届けていきたいと考えております。

3、補正予算額としましては、1,433万3,000円を計上しております。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

続いて、4ページをお願いいたします。私からは、離島航空路線運航費補助事業のうち隠岐航空路運賃低廉化事業につきまして御説明いたします。

隠岐と本土の交通につきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用しまして、隠岐の町村が島民の交通費の低廉化を実施しております。このうち上の表にありますとおり、日本エアコミューターの隠岐世界ジオパーク空港と出雲縁結び空港を結ぶ路線の島民割引航空運賃が本年7月に値上げされたことから、島民負担が増加しないよう交付金を活用して支援を増額するものでございます。下の表の一番下の欄のとおり総事業費ベースとしましては、677万6,000円の増額が必要となります。このうち国が55%、県が22.5%を負担して、県が国負担分の交付を受けて県負担分を継ぎ足しまして隠岐の各町村へ交付するものでございます。これに基づきまして県予算の補正額としましては525万1,000円を計上しております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分及び第106号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分及び第106号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

それでは、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

新田市町村課長。

○新田市町村課長

それでは、資料の5ページをお願いいたします。私からは、令和5年度の県内市町村決算の概要等の速報について御報告いたします。

最初に、普通会計決算についてです。1の概況ですけれども、歳入規模は、国庫支出金の減があったものの、地方債、繰入金の増等により全体として増加しています。歳出規模は、災害復旧費の減があったものの、普通建設事業費、扶助費の増等により全体として増加しています。財政構造は、経常収支比率は増、積立金現在高比率は減となり悪化しましたが、地方債現在高比率は減となり改善しております。

個別に見ていきますと、2の決算規模につきまして歳入、歳出とも3年ぶりにプラスとなっており、対前年度でそれぞれ2.1%、2.7%のプラスです。

3の歳入・歳出の状況につきましては、主な歳入として、増分は地方債が公共施設等適正管理推進事業債等の増により対前年度67億円の増などとなっているほか、減分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減によりまして国庫支出金が対前年度55億円の減となっております。また、主な歳出は、増分として普通建設事業費が大型事業の進捗等により61億円の増などとなっているほか、減分として災害復旧費が令和3年度の豪雨災害復旧事業の完了等による減のため、対前年度33億円の減などとなっております。

4の財政構造につきましては、経常収支比率は91.1%で0.7ポイントの増、積立金現在高比率は44.4%で0.5ポイントの減となりそれぞれ悪化しましたが、地方債現在高比率は211.0%で、5.4ポイントの減となり改善しております。

次に、公営企業会計決算です。1の概況ですが、公営企業数140企業のうち28企業が赤字となっております。2の法適用企業につきましては、全体で純利益は9億円で、対前年度43億円の減となっております。累積欠損金は27企業で211億円を計上し、対前年度17億円の増となっております。累積欠損金の主なものとして病院事業を記載しておりますが、全12病院のうち8病院が累積欠損金を計上している状況です。

続いて、6ページをお願いいたします。3の法非適用企業につきましては、全体の実質

収支は32億円で対前年度1億円の減となっております。主なものとしましては下水道事業が28億円で対前年度1億円の減となっております。4の一般会計等からの繰入金、296億円で、同じく14億円の増となっております。5の企業債現在高は、2,925億円で、対前年度125億円の減となっております。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断基準等についてであります。1の概況ですが、全ての指標におきまして早期健全化基準をクリアしております。実質公債費比率、将来負担比率とも年々改善傾向にあります。依然として全国平均と比べて高い状況でございます。2の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては該当がございません。3の実質公債費比率は10.9%で対前年度0.3ポイントの減、4の将来負担比率は84.2%で、対前年度5.5ポイントの減となり、いずれも改善をしております。また、5の資金不足比率につきましては、76会計中1会計で資金不足となっております。

最後に、課題への取組状況につきまして御説明します。県内市町村は物価高騰の影響を受ける中、公共施設の老朽化による更新投資の増加が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況であります。それに対しまして1ポツ目ですが、地方債の繰上償還や新規地方債の発行抑制、2ポツ目の交付税算定の見直しなど国に対する働きかけ、3ポツ目、地方公営企業法の適用や経営戦略改定の推進、水道事業・下水道事業の広域化・共同化の検討などの取組を行いまして改善を図っているところでございます。県といたしましては、市町村の自主性や主体性を尊重しつつ、適切な財政運営が行われるよう引き続き情報提供、相談、助言を行ってまいります。

私からは以上です。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

私からは、中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチームの最終とりまとめについて御説明いたします。このプロジェクトチームは、先ほど部長の挨拶でもありましたとおり、昨年10月から市町村や業界団体などとともに検討を進めまして、先週9月27日に最後の会議を行い取りまとめたものであります。その最終取りまとめ本体は別冊資料としておりまして、時間があるときに目を通していただければと思います。

お手元の資料7ページをお願いいたします。1の概要にあるとおり、県内の地域生活交通の現状、課題を整理した上で、これらの課題への対応としまして大きく3つの項目に分類し、関係者による幅広い意見交換を行い、課題の解決に向けた取組の方向性を取りまとめました。具体的には、公共交通の担い手確保に向けた取組、路線バスと自家用有償旅客運送との適切な役割分担、貴重な人材を最大限活用するための取組や事業継続に向けた取組の3点であります。今回、最終取りまとめを行いまして、これから御説明いたします取組の方向性について、関係者との共通認識として今後の具体的な取組の検討、実施につなげることであります。なお、6月議会でも報告しましたとおり、この最終取りまとめでは、喫緊の課題である公共交通の担い手確保に向けた取組につきましては、より具体的な取組の考え方を整理しております。

2の課題の解決に向けた取組の方向性です。（1）公共交通の担い手確保に向けた取組のうち①事業者には雇用されるプロの運転手確保につきましては、事業者の積極的な取組を

前提としまして、業界、行政が連携、協力しまして運転手確保の取組を進めます。また、事業者による積極的な処遇改善や人材育成などの取組により運行経費が増加する場合においても、行政がこれまで実施してきました運行費支援を基本としまして行政が支えてまいります。こうした取組を進めるに当たっては、日頃から事業者や行政など関係者が意見交換できる関係性の構築ですとか、事業者の取組に関する情報発信、国の施策を踏まえた取組の検討などに留意する必要があります。同様に②としまして自家用有償旅客運送の運転手の確保につきましては、引き続き運転手確保に向けた取組を進めてまいります。新たな委託先の確保、必要に応じたダイヤの見直し、新たな交通体系への転換の実施、大臣認定講習の受講機会の増加に留意する必要があります。

続いて、8ページをお願いします。2つ目の柱の路線バスと自家用有償旅客運送との適切な役割分担につきましては、既存の事業者が共存する形で地域の実情に応じた効率的、効果的な交通体系を構築する必要があります。そのため見直しの基準の設定ですとか、住民、事業者との合意形成に向けた調整などに留意する必要があります。

3つ目の貴重な人材を最大限活用するための取組や事業継続に向けた取組につきましては、スクールバスを活用した一般混乗や貨客混載、運賃の月額定額制など収入の安定化につながる取組を行おうとする場合は、そのニーズや実態、メリット、デメリットの十分な把握などに留意して進める必要があります。

3の運転手確保に向けた取組における基本的な考え方につきましては、事業者の積極的な取組を前提としまして、資料下段のゴシック体で記載している項目を基本に、運転手確保に向けた取組を検討、実施してまいります。労働環境の改善、採用活動、採用後の人材育成については、事業者だけ、あるいは行政だけではできないことから、両者が連携して進めなければならない取組であります。県としましては、この最終取りまとめの方向性や基本的な考え方を踏まえまして、具体的な施策を令和7年度の当初予算編成を通じて検討してまいります。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

地域公共交通の問題です。プロジェクトチームの最終取りまとめの方向性について異論はありません。この方向だなというふうに思いますし、今後の施策に向けた予算づけなども今、説明があった方向だと思っております。その上でプロジェクトチームの構成員を見てみると、これ国とか業界団体、交通コンサルタントも入っているわけですが、市町村でいうと19市町村がちゃんと入っているわけですよ。だから、これは県の方向なんだけども、19の市町村もこの議論に加わっている。ですから、県全体の方向性を一緒に共有しながら自分の市町、村でどうしようかということを担当者は当然、考えている、こういう関係にあるわけですよ。私は構成員、市町村の構成員の状況を見せたら、県内でも大きい自治体、すなわち松江市と出雲市は交通政策課が入ってるんですよ、構成員、よくよく見てみると。松江市と出雲市はちゃんと交通政策課という課が入っている。浜田市と益田市、大田市、ここは基本的にまちづくり推進課、まちづくり定住課、まちづくり

の担当課が入るとるわけです。それから、安来市と江津市、ここは地域振興課、雲南市は暮らし推進課、こういうところが入っているわけです。何が言いたいかというと、これは地域公共交通の課題なんだけど、交通の問題というのは、地域公共交通をどう維持していくのかという問題は、その地域をどう活性化させて地域のまちづくりをどう進めていくのかという課題でもあるわけです。ですから、自治体によって担当課が、出てきた人が違うと思いますけれども、この地域公共交通を維持し守るということは、その地域を活性化していく問題だということを市町村のところでもしっかりと、私は全体で、市の全ての部局のところでも共有していただきたいなど。なかなか地域振興部の交通対策課がまちづくりのことまで踏み込んで言うのは厳しい面があるかと思いますが、地域振興部ですので、そういうことを市町村と協議していただきたい。ここはお願いしておきたいというふうに思います。あわせて、さきの議会でも言いましたけど、いわゆるクロスセクター効果ですね、クロスセクター効果。これは国土交通省も推奨している考え方ですので、このことなども場面、場面で披露していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。質疑はありません。これを見た上の意見ということにさせていただきます。

○坪内委員長

御意見ということで。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、地域振興部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で地域振興部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時からとしますので、よろしくお願ひします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開します。

これより土木部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、土木部長の挨拶を受けます。

今岡土木部長。

○今岡土木部長

土木部長の今岡でございます。坪内委員長、原副委員長はじめまして、委員の皆様には、平素から土木行政の推進に当たりまして、格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、条例案を1件、一般事件案2件、予算案4件について御審議いただきますほか、報告事項といたしまして安来スマートインターチェンジの事業許可並びに県営住宅家賃に

おける誤徴収への対応の2件につきまして御報告させていただきます。後ほど担当課長より御説明いたします。

私のほうからは、2件御報告をさせていただきます。今回の議会でも御質問のほうございましたが、県道大社日御碕線の崩落への対応でございますが、仮設迂回道路の整備を行いまして、9月7日より大型車を除きます一般車両の通行を開始いたしましたところでございます。大型車両が通行可能となる仮設迂回路道路や本復旧の整備も含めまして今後見通しが分かり次第、地元の皆様、委員の皆様にも情報提供させていただきながら一日も早い復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、先日9月29日には山陰自動車の建設促進島根県民総決起大会につきまして、坪内委員長をはじめまして多くの方々に御出席いただき、盛大に開催されたところでございます。大会決議にもありましたが、地域活性化と発展を促し、安全安心な地域を確実に次世代に継承するためには、山陰道のミッシングリンクの解消を図ることは必要不可欠でございます。今後も山陰自動車道をはじめとする高規格道路整備の促進に努めてまいります。

引き続き土木行政の執行に当たりまして、委員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された土木部に係る議案は、条例案1件、一般事件案2件、予算案4件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第122号議案について、執行部から説明してください。

森脇建築物安全推進室長。

○森脇建築物安全推進室長

建築住宅課から条例案について御説明いたします。第122号議案、島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例。

1、概要。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、建築基準法の一部が改正されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。この法改正により建築基準法の内容が改正されますが、条例のほうは条項ずれのみで条例自体に変更はございません。参考に建築基準法改正の概要を御説明します。現行法では、国、都道府県または建築主事等を置く市町村が建築等する場合は、一般的な建築確認に代わるものとして特定行政庁の建築主事に建築計画を通知し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの審査を受ける必要があります。改正内容としましては、計画通知の審査について特定行政庁の建築主事のほか、民間の指定確認検査機関で行うことが可能とするものとなっております。条文上は建築基準法第18条に新たに項が追加されております。3ページの参考資料のほうを御覧ください。下の見直し後の表と併せて御確認いただけたらと思います。丸のところが指定確認検査機関でも計画通知が確認できるようになってございます。

それでは元に戻っていただきまして、2の条例改正の概要。法改正に伴う引用条項の整理です。冒頭御説明しましたように、条例自体に変更はございません。改正は条項ずれの

みとなっております。(1) 島根県建築基準法施行条例第11条第3項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。内容は4ページの新旧対照表のとおりとなっております。(2) 島根県手数料条例、別表64の5の項、第6号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。内容は5ページから6ページの新旧対照表のとおりでございます。

元に戻っていただきまして、3、施行期日。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号の政令で定める日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第122号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第122号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第126号議案のうち関係部分及び第128号議案について、執行部から説明してください。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

金坂土木総務課長。

○金坂土木総務課長

資料のほう7ページを御覧ください。第126議案、県の行う建設事業に対する市町村の負担のうち土木部関係分について御説明いたします。

県の行う建設事業に対する市町村の負担につきましては、道路法や地方財政法、下水道法におきまして、各事業による受益の限度において、当該市町村に対し事業に要する費用の一部を負担させることができるとされております。表の真ん中の列に市町村の負担率を載せておりますが、市町村に負担金を求める事業並びに負担率は昨年度から変更ございません。なお、関係する市町村に対しましては、各県土整備事務所から出向いて事業内容や負担率、負担金の額などにつきまして説明を行い、その負担について御承諾をいただいております。以上でございます。

○坪内委員長

神田都市計画課長。

○神田都市計画課長

続きまして、第128号議案、変更契約の締結について御説明をいたします。委員会資料の8ページを御覧ください。

工事名は、神門通り線(2工区)防災安全交付金(街路)工事第8期(宇迦橋上部工工

事)でございます。施工位置は、出雲市大社町修理免から杵築南地内、工事の概要といたしましては、現在、神門通りで進めております街路事業の施工区間にあります宇迦橋を新しく架け替える工事でございます。新しい宇迦橋は、橋長68メートル、幅員13メートル、コンクリート製の橋でございます。現地で支保工を組んで橋桁を製作する工事でございます。

変更の内容としまして、1点目が契約額についてでございます。契約額を4億9,423万円から5億613万2,000円に1,190万2,000円の増額をお願いするものでございます。2点目が工期についてでございます。完成期日を令和6年10月28日から令和7年1月31日まで95日間の延長をお願いするものでございます。契約の相手方は、極東興和株式会社松江営業所でございます。

変更の理由といたしましては、上部工の架設に必要な支保工の設置に先立ち、詳細に現地を確認したところ、当初想定していた地盤状況と異なっていたことから、改めて支保工計画を検討し直したことにより、費用の増額と工期の延長が生じたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑はございませんか。よろしいですか。

尾村委員。

○尾村委員

質疑ではありませんが、討論いいですか。

○坪内委員長

はい。

○尾村委員

私は、第126号議案については反対の立場です。理由を申し上げます。担当課長のほうから、いわゆる県が行う建設事業に対する市町村負担について、県土整備事務所が各市町村に出向いてこの負担金、負担率についての了承を得たと、こういう話だったと思います。この負担金についていえば、いわゆる道路法、地方財政法、下水道法、これらの法規定は御説明があったとおり、事業に要する経費の一部を負担させることができる、できる規定であります。ですから、できる規定ということなので市町村と県との協議があって、市町村からは異議がなかったと、こういう県の考え方だと思います。ただ、私は、いわゆる県の責務というのは、いわゆる広域的な事業とか、それから防災などについては基本的に県の責任で行うというのが筋だというふうに思います。ですので、急傾斜地の崩壊対策事業や、県単ですね、道路の整備事業などは、これは基本的に県の負担で行うべきだというふうに考えるものであります。そういう立場から本議案については反対という立場です。

○坪内委員長

そのほかよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

それでは、採決を行いたいと思います。

御異議のありました第126号議案のうち関係分については、挙手により採決をしたいと思っております。

お諮りいたします。一般事件案、第126号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

賛成多数。よって、第126号議案のうち関係分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第128号議案について採決を行います。

お諮りいたします。一般事件案、第128号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第128号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分、第112号議案、第113号議案及び第119号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

金坂土木総務課長。

○金坂土木総務課長

資料9ページを御覧ください。第103号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分並びに第112号議案、第113号議案及び第119号議案について一括して御説明させていただきます。

まず、令和6年度土木部9月補正予算案の概要でございます。1に記載しておりますとおり3点ございます。1点目は、令和6年7月の大雨による被害対策に伴うもの、2点目は、道路や河川等の国庫補助事業や社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示に合わせるもの、3点目は翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の補正でございます。

2、歳出補正額でございますが、一般会計と特別会計を合わせまして17億4,700万円の増額をお願いするものでございます。

3、補正内容でございます。まず、1)公共事業についてでございます。資料11ページを御覧ください。土木部の公共事業総括表でございますが、表の中ほど補正額の列の一番下、総合計の欄、丸で囲った部分でございますが、国庫補助事業や社会資本整備総合交付金事業などの国からの予算内示に伴い、事業費の補正や事業の振り替えなどを行うものでございまして、今回16億5,400万円の増額を行うことにより、補正後の公共事業の予算額は、右隣、646億5,900万円でございます。主な補正項目でございますが、網かけで記載をしている部分、補助公共事業費が15億3,100万円の減額、県単公共事業費が9億2,200万円の増額、維持修繕費が12億8,900万円の増額、加えて災害復旧事業費、これは7月の大雨による被害対策に今後の備えも含めたもので9億7,400万円の増額でございます。

9ページにお戻りいただきまして、2)その他の事業でございます。主な補正項目として2点ございます。1点目、県営住宅特別会計につきまして、令和5年度の決算の確定に伴

い余剰金の増加分を今年度に繰り越して予備費として1,600万円を増額するものでございます。2点目、職員給与費につきまして、本年4月の定期人事異動後の現員、現給を反映させるもので、3,900万円を増額するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。こちらは、先ほどの公共事業とその他の事業を合わせた補正予算案につきまして、課ごとの予算額を表にしたものでございます。後ほど御覧いただければと思います。

次に、13ページを御覧ください。債務負担行為補正でございます。債務負担行為につきましては、事業の進捗状況や計画変更などを踏まえ、今回新たに追加をお願いするもの、また、既に認めていただいております限度額を変更するもので、これらを合わせまして32億3,660万円の設定をお願いするものです。

次に、15ページを御覧ください。流域下水道事業会計の補正でございます。1の主な補正内容として、まず、収益的収支におきましては、営業費用が534万7,000円の減で、これは人事異動後の現員現給の反映に伴う職員給与費の減によるものでございます。次に、資本的収支におきましては、建設改良費が1,626万1,000円の増で、これは国からの社会資本整備総合交付金の内示に伴う公共事業の増でございます。2の収支見込みでございますが、表の真ん中の列、太枠で囲ったところが今回の補正額となります。

続いて、16ページを御覧ください。3の債務負担行為補正でございます。下水道事業につきましても、事業の進捗状況などによりまして、債務負担行為の追加並びに変更を行うもので、表の右端の備考欄に記載の5つの工事につきまして、5億5,500万円の増額の設定をお願いするもので、補正後の債務負担行為の限度額は27億7,200万円でございます。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はないですか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

予算案4件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分、第112号議案、第113号議案及び第119号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分、第112号議案、第113号議案及び第119号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で付託議案の審査を終了します。

それでは、報告事項について、執行部から説明をしてください。

米原高速道路推進課長。

○米原高速道路推進課長

私から、スマートインターチェンジの事業許可について御説明いたします。資料は17

ページになります。

先月、9月6日に国土交通省からNEXCOWest Japanに対しまして、(仮称)安来スマートインターチェンジの事業許可を行ったことが公表されました。新しいスマートチェンジの位置は、現在の安来インターチェンジの西2.7キロメートル、安来市総合文化ホールアルテピア付近に建設されます。

事業の概要ですが、路線名は一般国道9号(安来道路)、設置場所は安来市飯島町及び切川町でございます。事業主体はNEXCOWest Japan及び安来市、形式はフル方向のインターチェンジ、運用形態は、ETC車載器を搭載した全車種を対象に24時間でございます。

次に、このスマートインターチェンジの整備効果としましては、国が示した資料によりますと、一つには、産業活性化支援効果としまして、下段左側、中心市街地から高速道路へのアクセス向上による流通効率化などの効果に加え、下段右側、ピンク色に着色されているサービス系用途などを追加した、安来市が進める人が集まるまちづくりの推進というまちづくり支援効果を見込んでいるとのことでございます。

県としましては、引き続きスマートインターチェンジや周辺道路の整備に必要な関係機関との調整など、円滑な事業実施に向けて協力してまいります。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

最後に、県営住宅家賃における誤徴収の対応について、本年8月末に公表していますが、改めて御報告をいたします。資料は18ページでございます。

まず、1、概要です。公営住宅の家賃は、入居者の収入に応じ、入居者ごとに設定しております。この収入は、入居世帯の所得から所要の控除を行ったものとなります。このたびの誤りは、収入の算定において、名義人が被扶養者である場合の老人扶養控除及び特定扶養控除を適用していなかったものであり、その結果、収入額が過大な算定となった一部の入居者において、家賃の過大徴収が生じたものであります。これらの控除は公営住宅法施行令に規定されており、老人扶養控除は70歳以上の方の扶養を対象に昭和52年度から適用され、特定扶養控除は16歳以上23歳未満の方の扶養を対象に平成3年度から適用されております。

次に、事実判明の経緯です。本年6月に国土交通省の事務連絡を受け、この誤りを認知したものであります。その事務連絡は、他の自治体において同様の誤りがあったことから、その周知として全国に発出されたものです。

続きまして、3、対応状況です。まず、本年8月27日に本件を公表しております。次に、現在入居中の当該対象者に対しまして、9月分の家賃から正しい額を適用しております。次に、過大徴収の実態につきまして、現在調査中であり、今月末までに全容を把握することとして作業を進めております。なお、平成18年3月以前の過大徴収額につきましては、その算出に必要な根拠資料がないことから、県において把握ができない状況でございます。

続いて、4、家賃の返還についてです。まず、県において把握が可能な平成18年4月から本年8月末までに徴収した家賃について、県から、既に退去された方も含め、当該対

象者宛て返還額等を通知した上で返金の手続をいたします。また、平成18年3月以前につきましては、県において把握ができないことから、当該御本人の申出に基づき、返還の対応をいたします。この周知は、県の広報等により、しっかりと行ってまいります。

続いて、5、再発防止策です。このたびの誤徴収は、法令の運用を誤ったことが原因でございます。このことから、内部マニュアルを正し、今後はそれに従い適切に処理を行うとともに、確認作業の徹底をしてまいります。

最後になりますが、本件につきまして、県営住宅を御利用の方々に対し、御迷惑をおかけしたこと、また、県民の皆様にご心配をおかけしましたことに、この場を借りまして、改めておわびを申し上げます。

私からは以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

多々納委員。

○多々納委員

スマートインターの件で少しお伺いしたいんですが、これは形式はフル方向インターチェンジということで、特にパーキングエリアからの進入という方式ではないということですよ。それにあわせて、ちょっと1件聞きたいのは、パーキングエリアからの進入という方式になると、自治体の負担、要するに安来市の負担が見込まれるだろうと思うんですが、この場合は、安来市の事業負担っていうのが出てくるんでしょうか。それが1点。それと、県内で同じようなスマートインターチェンジの要望というは出ていると思うんですね。出雲市も斐川と出雲インターチェンジの間に要望が出ていたと思うんですが、県の対応をちょっとお伺いしたい、この2点、よろしくお願いします。

○坪内委員長

米原高速道路推進課長。

○米原高速道路推進課長

1点目は、安来市の事業費、事業負担のお話だったと思います。安来市の事業負担につきましては、ちょうどインターチェンジが、南北に下の図面ですね、まちづくり支援のほうの絵を見ていただきますと、縦に、南北に安来木次線が走っておりまして、安来木次線のほうからこの安来スマートインターチェンジに結ぶ新しく道路を建設するんですけども、その建設に係る費用を安来市が負担することになっております。安来スマートの事業費について、安来市が負担するというはございません。

もう1点が、出雲市のインターチェンジの状況でございますが、こちらにつきましては、出雲市のほうが引き続き内部検討を進めると聞いております。県としましても、出雲市からいろいろな相談がありましたら、それに乗って国とのやり取りを橋渡しするということをやっております。以上でございます。

○坪内委員長

そのほか、よろしいですか。

出川委員。

○出川委員

すみません、ちょっと細かいことなんですけど、この県営住宅の誤徴収ということなん

ですが、それぞれ金額が違うと思うんですけど、おおよそ大体どれぐらいの誤徴収の金額があったのかっていうことと、全体の総額どれぐらいなのか、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

○坪内委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

現在調査中という状況ではございますが、現時点で把握できている状況を申し上げますと、全体で約1,100万円ほどの誤徴収になるとの把握ができておまして、今後、内容については変わるかもしれませんが、現時点ではそのような額をつかんでおります。

○坪内委員長

それは、1人の大きい金額がどのぐらいになるかというのは。

森山建設住宅課長。

○森山建築住宅課長

1人当たりですと、それぞれですが、今のところ、3万円から4万円というところの範囲でという形でつかんでおります。以上です。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、土木部全般に関し、委員の皆様から何かあればお願いいたします。

それでは、以上で土木部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

よろしいですかね。

これより企業局の所管事項について審査を行います。

はじめに、企業局長の挨拶を受けます。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

坪内委員長、原副委員長をはじめまして、委員の皆様には、平素から企業局の推進に關しまして格別の御指導をいただき、誠にありがとうございます。

この回、本会議におきまして、江津市高野山の風力発電施設の今後の在り方について御質問をいただいたところですが、答弁いたしましたように、FIT制度の適用終期が令和11年4月、これを見据えまして、現在在り方について様々な検討をはじめたところであり、その他の施設につきましても、順次、FIT制度の適用終期を迎えることとなりますので、それぞれの運営状況等を見ながら、在り方の検討を行ってまいります。

本日は、補正予算案のほか、飯梨川工業用水道事業の料金改定案につきまして、また、安来市切川地区の工業用地造成に向けた地質調査などの取組状況につきまして御説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された企業局に係る議案は、予算案5件です。

予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分、第115議案、第116号議案、第117号議案及び第118号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

門脇企業局総務課長。

○門脇企業局総務課長

それでは、企業局の令和6年度9月補正予算について、まず、第115号議案から第118号議案までの企業会計予算から御説明いたします。

委員会資料1ページでございます。第115号議案、電気事業会計でございます。収益的収入及び支出の表を御覧ください。電気事業収益42万円余の減額補正、また同費用の1,211万円余の減額補正は、4月の人事異動後の現員現給による人件費の補正、またそれに伴う一般会計からの児童手当補助金の補正によるものでございます。事業外費用の欄、消費税9,000円の増額補正でございますが、これは、補正後の予算額での再計算による補正でございます。なお、2ページ以降に記載しております各事業でも、人件費、消費税の補正がございますが、同様の理由でございます。

下の表になりますけれども、資本的収入、支出に補正はございません。

次に、債務負担行為でございますが、公営企業会計総合管理システムの更新について、仕様の変更に伴う設計額の変更により、債務負担行為の限度額の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、次ページ以降の工業用水道会計、水道会計においても記載しております。

2ページをお願いいたします。第116号議案、工業用水道事業会計でございます。収益的収入及び支出の営業外収益の増額補正のうち234万円余は、消費税還付金の増でございます。その下、工業用水道事業費用2,515万円余の増額補正でございますが、これは、飯梨川に架かります水管橋の塗装工事の2,572万円余の増額が主なものでございます。資本的収入、支出に補正はございません。

3ページをお願いいたします。第117号議案、水道事業会計です。水道事業会計は、人件費、消費税に係る補正でございます。

4ページをお願いいたします。第118号議案、宅地造成事業会計です。こちらは人件費に係る補正のみでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。最後に、第103号議案、一般会計予算関係でございます。企業局における一般会計予算では、繰り出し基準等に基づき、企業会計への補助等を行っております。今回の歳出予算29万円余の減額は、先ほど御説明いたしました公営企業会計、児童手当に要する補助金の一般会計側の補正でございます。

企業局の令和6年度9月補正予算については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、採決を行います。

予算案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分、第115号議案、第116号議案、第117号議案及び第118号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分、第115号議案、第116号議案、第117号議案及び第118号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

それでは、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

矢木企業局経営課長。

○矢木企業局経営課長

資料の6ページ、お願いいたします。飯梨川工業用水道事業の料金改定について御説明いたします。

1番、飯梨川工業用水道事業の現状でございます。給水開始は昭和44年の6月、55年前でございます。給水能力は1日当たり3万4,000立方メートルでございます。これを、受水企業、現在27社の28の事業所に対しまして、契約水量が1万8,651立方メートル、1日当たりでございます。施設の利用率は54.9%でございます。

管路の耐震化の適合率が現在30%ほどでございます。工業用水道は、企業に対する給水が滞ることがないように、安定供給というのが第一の使命でございます。過去に漏水がありました地盤・土壌の悪い松江市内の揖屋地区、それから馬潟地区の最低限対策が必要な箇所の耐震化を現在実施中でございます。中期事業計画として、平成30年から令和19年度までの20年間で実施中でございます。令和19年度の対策完了時には、耐震化率が41%まで上昇することを目指しております。

2番、料金設定でございます。まず、料金設定の考え方でございます。公営企業事業でございますので、整備費、それから運転管理費の全てを受水料金で回収、受水企業様の負担になるという総括原価主義を取っております。

(2)番、今回の料金改定案でございます。適用の期間は、来年、令和7年度から令和11年度までの5か年間でございます。改定案といたしましては、現行の1立方メートル当たり17.5円を7.5円上げまして、1立方メートル当たり25.0円とするものでございます。これは、今後増加が見込まれる費用を回収するため、また、会計上、資金の

ショートを回避するため、どうしても料金のアップが必要となっておりますのでございます。ちなみに、今回の改定案でございます25円という金額を、全国平均等と比較しましたが、右下のところ、四角囲みでございますけれども、全国平均、中国平均、山陽、山陰それぞれの平均を下回っている水準でございます。

料金の増加の見込みについてで、②番のところでお説明をいたします。

まず、平成30年度から本格化しております耐震化工事による整備費が増えているということ、また、この耐震化整備の工事に当たりまして、資材費、労務費の高騰が現在発生しており、加えて借入金利が上昇している、また、電気料金が高止まりをして、運転管理費も上がっているというふうなことがございます。こうしたことを踏まえまして、その下の一覧表でございますが、現在、今年度までの令和2年から令和6年までの5か年と次期令和7年から11年度までの5か年を比較いたしますと、2億8,200万円、およそ50%の費用の増を見込んでいるところでございます。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。今回は令和7から11年度までの料金でございますが、その後の見込みについて御説明をいたします。

現在進めております耐震化工事が、今後、令和19年度までかけて行う予定となっておりますので、今後も段階的に料金アップが必要となる見込みと思っております。ただし、令和12年度以降の料金につきましては、今後の受水企業の増、また、受水される水の量に変化するというような、その時点時点の状況を踏まえ、改めて計算し、料金改定の必要性を判断することとしております。また、耐震化整備には、経済産業省の国庫補助22.5%がございまして、国に対して支援の充実を重点要望で行っているところでございます。

大きな3番、改定のスケジュールでございます。今年の7月から8月にかけて、受水しておられる企業全てに対しまして、連絡会議、また個別訪問により、今回の料金改定の内容は説明をいたしました。8月までのところで、全ての全受水企業から同意書を頂いているところでございます。今後は、10月に経済産業省へ料金改定の承認申請を提出し、3か月ほどかけまして、1月に経済産業省から承認を受ける予定としております。その後、2月議会におきまして、料金徴収条例の改正案を提出させていただき、御審議をいただければと思っております。4月には全ての手続が終わり、この料金が適用できればというふうに考えているところでございます。

先ほどちょっと説明を漏らしておりましたけれども、6ページの中ほど、料金改定の案の中で、現行17.5円、改定案25円となっておりますけれども、各料金の超過料金、それぞれ倍にしたものを、契約よりも超過した場合に頂くような料金の条例になっていることを申し添えさせていただきます。

7ページに戻っていただきまして、資料の一番下、参考でございます。この飯梨川工業用水道事業の概要図を示しております。先ほど申しました、対策が必要な揖屋地区、それから馬潟の工業団地というのを御確認いただければと思います。

私からの御説明は以上でございます。

○坪内委員長

竹原工業団地整備室長。

○竹原工業団地整備室長

資料の 8 ページをお願いします。私のほうは、安来市切川地区工業用地造成事業の調査等の状況について御説明をさせていただきます。

1 の調査等実施協定の締結を御覧ください。株式会社出雲村田製作所の工場立地計画の概要については参考に記述させていただいているところですが、本年 6 月定例県議会において、商工労働部より提案し、議決していただいた債務負担行為に基づき、株式会社出雲村田製作所、安来市及び県の 3 者は、7 月 3 日付で調査等協定書を締結しております。本年 1 2 月には、企業に立地判断していただけるよう、下段の 2 の調査等を進めているところでございます。

続いて、2 の調査等の実施状況を御覧ください。企業の立地判断に必要な各種調査等については、次に示すスケジュールにより実施しております。

(1) 土地の取得見込みについては、現在、全ての地権者と初回面談を終え、引き続き個別に意向を確認しているところです。相続人数多数による所在不明者や、筆界未定地といった懸念材料は確認されておりません。用地境界測量については現在作業が完了しており、境界確定に向けた資料を整理しているところです。

続いて、(2) 調査等については、地形測量、地質調査・解析は完了しており、取得したデータに基づき、概略設計を実施しているところです。近隣の地質調査データを基に、昨年度想定しました地質状況とは大きな違いはないことを確認しております。また、盛土材料等の関係機関調整や情報収集、都市計画手続の事前調整を実施しているところです。

次に、(3) 地元対応について、こちらのほうは、地権者や周辺住民に対して、進出が決定した場合の道路や水路の付け替え等に関する整備方針案の説明を、9 月 1 8 日、1 9 日の説明会で実施しているところでございます。

以上、報告となります。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

この切川地区の工業用地造成事業なんですけど、基本的に用地造成に当たって、多分一番大きなキーポイントになるのは、権利者との用地買収になってくると思うんですね。初回の面談を終えたということですけども、関係権利者と、これは基本的に用地買収が順調に話し合いを全ての関係権利者と行え、用地買収に至ってくるまでは、土地の値段の交渉とか、様々な問題があるわけですが、これは現時点では順調にいつているというふうに考えていいものですか。

○坪内委員長

竹原工業団地整備室長。

○竹原工業団地整備室長

先ほど委員御質問の地権者及び権利者というところですが、現在交渉している中で、反対をされている方はございません。ただ、先ほどの権利者の部分については、現在、補償に必要な調査等が終わったところで、その部分の調整をさせていただいております。今後そういった権利に関する部分の交渉に入っていくというところで、詳しいところがなかなか、現状言えないんですけども、できるだけ早く補償の考え方とか内容につ

いて丁寧に説明し、納得が得られるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

地権者並びに関係権利者全体でいえば、農業を営んでいる方もありますよね。借地、いろいろありますよね。それらの方々に理解いただくという点で、金額の提示という問題も出てくるでしょうね、最後のところでね。もうその金額提示、坪単価とか、そういうような提示なんかは今はじまっているというふうに理解していいですか。

○坪内委員長

竹原工業団地整備室長。

○竹原工業団地整備室長

先ほどの単価等につきましては、事前にその金額のほうはお示しさせていただいておりまして、その上での現状でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

最後にしますけども、いわゆる企業局というのは、工業団地を造成するというのが一番の企業局の仕事でありますよね。造成する前の様々なこういう用地買収だとか、こういうことに関していえば、商工労働部が本来なら責任持つべきかなと思ったりしますが、そのすみ分けでいうと、企業局が用地買収のことまで今、させられる、しなきゃならないということなんですか。実際どこが最終的な責任を負うのかということをお教えください。

○坪内委員長

竹原工業団地整備室長。

○竹原工業団地整備室長

用地買収、契約という手続のところを言いますと、企業局である私どものほうで契約を結びます。ただ、今回の事業につきましては、商工労働部のほうからの御依頼を受けて、企業局のほうで実施するということで、連携を持って事業を進めさせていただいているところです。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

分かりました。今現在、今の報告によれば、用地買収は一定順調だというようなふうに聞きました。

ただ、私、何でそれ商工労働部なのか企業局なのかって聞いたかといいますと、基本的に公共事業なんか実施する場合、はっきり言って用地買収なんですよ、用地買収が8割、9割占めるわけです。用地買収がうまくいったら、公共事業というのは基本的に8割、9割終わったような話なんです。用地買収をするのに物すごい、これがうまくいかない物すごい時間と労力がかかるわけです。例えば、その前の城山北公園線なんかにしても、いわゆる現道拡幅が要る。そこでの用地買収があったんですけど、ものすごい時間かかると

るわけですね、これはやっぱり理解が得られない事業の場合は。

私が何を気にしたかという、企業局の少ない人数で、用地買収がうまくいかないときに、そういう用地交渉とかここに手を取られたときに、企業局はほかの業務だってあるわけだから、そこが回るのかなという、そういう懸念が私にはあったものですから、先ほど来の質問をさせていただいたところです。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

先ほど室長申しましたけども、基本的なすみ分けは、企業との窓口の折衝とか、いろんな調整っていうのは、政策的な分野がありますので、産業振興という意味で、商工労働部が中心にやっています。現場のほうは、造成、一連のことですので、企業局がやっているということなんですけども、今こうして地元の安来市の協力もかなりいただいております。安来市からは用地の関係5名配置を、派遣をいただいております。県は3名、合わせて8名が伯太の支庁舎に事務所を据えて、そこで、安来市の地元方よく存じていますので、そうやって、現場でいろんな調整も主体的にやっただいて、スムーズに進んでいるという、こういったような状況であります。ただ、人数も多くございますし、どうしても中にはまだ調整とか、そういったようなことは必要なところはございますけども、それは丁寧にこれからも進めてまいりたいという、こういったような状況でございます。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、企業局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

それでは、以上で企業局所管事項の審査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○坪内委員長

それでは、続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談します。

今回、委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等がありましたら、御意見を申し上げます。（「一任します」と言う者あり）ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

では、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、調査テーマのまとめについて御相談します。

当委員会では、令和5年度から「島根での暮らしを守る交通について」を調査テーマに調査活動を行ってまいりましたが、令和6年11月定例会において、委員長報告としてまとめ

たいと考えております。

本日は、委員長報告に盛り込む内容について御協議したいと思っております。タブレットに骨子案を載せておりますので、事務局から説明していただきます。

高橋書記。

○事務局（高橋書記）

骨子案につきましては、調査結果を以下の4つの項目にまとめています。調査結果、（1）交通事業者による経営改善や就業環境、処遇の改善を促す取組、（2）交通を地域の暮らしと一体で捉え、交通以外の他分野、領域と垣根を超えて連携し、きめ細やかな地域交通を確保する取組、（3）県内空港の利便性の向上、利用促進に向けた実践的な取組、（4）交通インフラを守る土砂災害対策事業の取組、それぞれ調査を実施した場所と概要を記載していますが、報告案に向けて幾つかを抜粋して、取り上げていくこととなります。

続いて、意見・要望を読み上げます。意見・要望案。（1）地域公共交通の重要性と、自助努力のみで維持することが困難である実態を再認識の下、関係自治体と連携して、交通事業者の取組への支援を強化すること。また、必要な予算を確保するため、国への要望を継続して実施すること。

（2）交通事業者の人手不足が深刻なことから、交通事業者が行う人材確保のための活動や魅力ある職場環境へ改善する取組について、支援策の充実を図ること。

（3）県内でも松江市のまつえのり一とや大田市の井田いきいきタクシーのように、事業が軌道に乗りはじめている例がある。こうした地元住民の働きかけが地域公共交通の事業継続に貢献している取組を引き続き支援するとともに、モデルの普及展開を図ること。

（4）市町村をまたぐ移動がある地域においては、県も積極的に市町村の地域公共交通計画の策定等に関わるとともに、地域間の連携の促進に取り組むこと。

（5）人手不足の解決手段や利便性向上策として、県内で交通DXの導入が可能か検討を進めること。また、検討に当たっては、高齢者が多く、中山間地域が多い当県の実情に配慮すること。

（6）交通の根幹となる道路の保全について、土砂災害対策施設の未整備箇所が多い現状を踏まえ、計画的な整備を進めるとともに、必要な予算を確保するために、国への要望を継続して実施すること。

（7）空港の利用促進に当たっては、PR活動、運賃助成、利便性向上の取組の継続に加え、空港の魅力化により来場者を増やす取組が必要である。例えば、商業施設や景観を生かした憩いの場の整備などにより来場者を増やしていくなど、利用拡大の取組も評価すること。以上でございます。

○坪内委員長

ありがとうございました。

この骨子案を基に委員長報告を作成したいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「お任せします」と言う者あり）

この場では御意見がないようですので、今後もしございましたら、10月7日月曜日までに私のほうまでお知らせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、次回の委員会は、11月定例会の2日目、11月26日火曜日の全員協議会後に開催し、委員長報告案について協議を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、7月10日から12日に実施しました県外調査の概要を、タブレットの防災地域建設委員会、委員間協議に載せておりますので、また御覧いただきたいと思えます。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

それでは、これもちまして防災地域建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。